

ご利用ください！

空き家・空き地情報バンク

市では、「空き家・空き地情報バンク」を2月に創設し、物件の登録者を募集しています。この事業は、田村市地域創生総合戦略において、定住促進、農山村地域における日常生活機能維持およびネットワーク構築を目指すものです。

市内に空き家・空き地を所有し、今後売却または賃貸を希望される方は、「空き家・空き地情報バンク」への登録をご検討ください。

「空き家・空き地情報バンク」とは

市内の空き家および空き地の売却、または賃貸情報を提供することで、定住希望者の住宅・宅地需要に応えるための取り組みです。

情報提供は、市ホームページ、協働まちづくり課・各行政局市民課で行います。

売りたい方・貸したい方の手続き

(物件登録から契約まで)

●所有する空き家または空き地の情報を「空き家・空き地情報バンク」に登録したい方は、登録申込書を協働まちづくり課に提出してください。指定宅建業者の欄は第3希望まで選択できます。

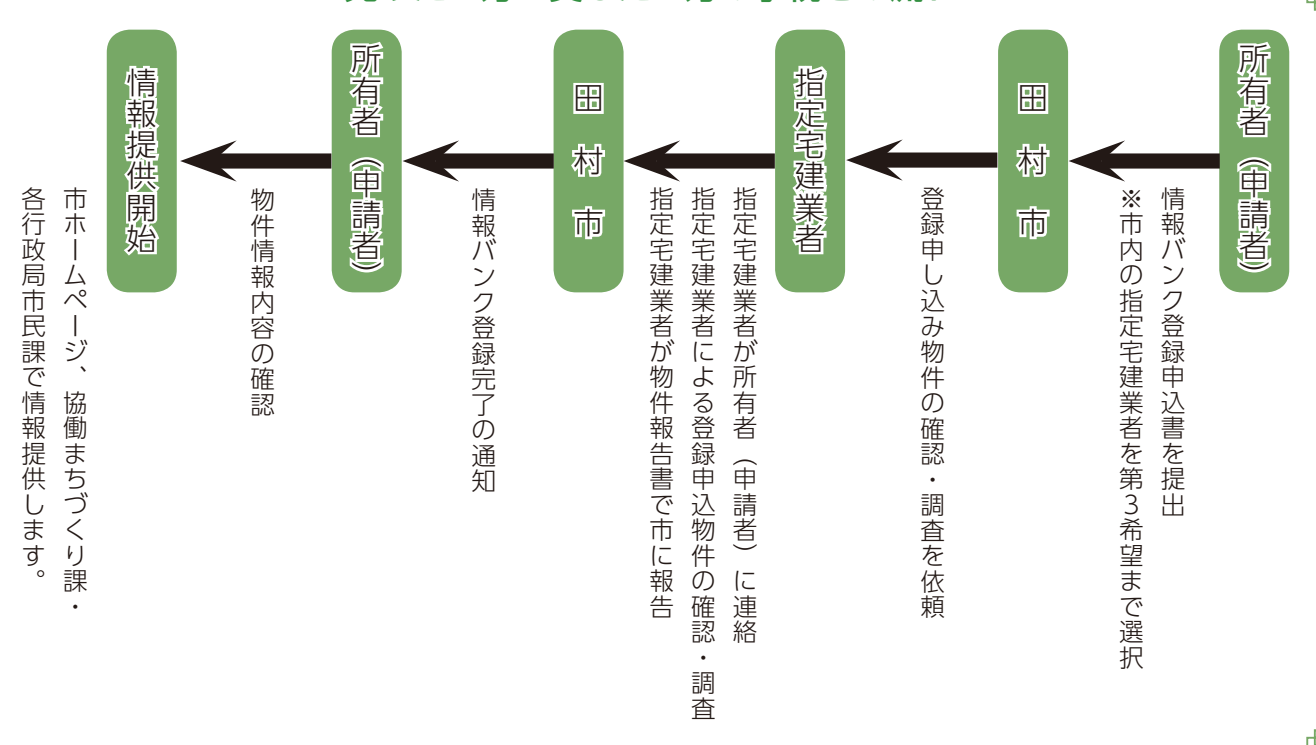
なお、申請者が所有者でない場合や共有物件である場合などは、委任状が必要です。

●登録申し込み後、所有者の立ち会いまたは了解のもと、指定宅建業者が物件の調査を行います。

●調査報告をもとに物件情報を「空き家・空き地情報バンク」に登録し、市ホームページ・各行政局市民課の窓口で情報提供します。登録は無料です。

●「空き家・空き地情報バンク」の利用申し込みがあった場合は、市が情報登録者（所有者）と指定宅建業者に連絡し、その後の交渉などは指定宅建業者等の仲介によって進められます。

売りたい方・貸したい方の手続きの流れ



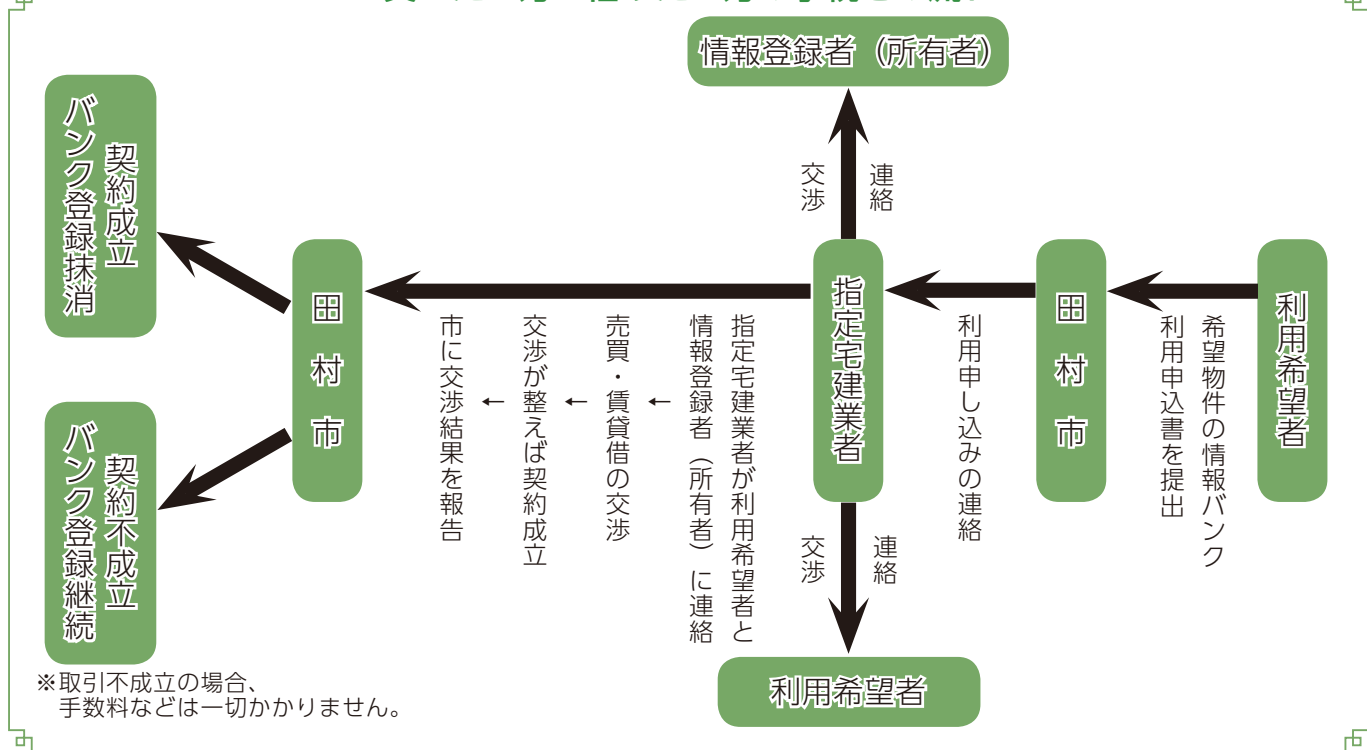
買いたい方・借りたい方の手続き

(物件の購入・賃貸借)

●空き家・空き地情報バンクの物件情報で希望の物件がある方は、利用申込書を協働まちづくり課に提出してください。

●市は利用申込書を確認した後、仲介を担当する指定宅建業者を通じて情報登録者に連絡します。その後、指定宅建業者から利用希望者に連絡が入ります。物件の売買・賃貸借についての交渉、契約などは、指定宅建業者等の仲介により進められます。

買いたい方・借りたい方の手続きの流れ



注意事項

●市は、物件の売買・賃貸借の仲介は行わず、交渉・契約などに関与しません。指定宅建業者などが仲介します。

●「空き家・空き地情報バンク」への登録は無料ですが、契約が成立した場合は、指定宅建業者などに対して、宅地建物取引業法で定められた範囲内の額の報酬を支払うことになります。

詳しくは指定宅建業者にお問い合わせてください。

●空き地の登録は、一戸建て住宅に適した面積（おおむね165～1000㎡）でお願いします。

●面積が3000㎡以上の土地は、開発許可が必要となる場合があります。利活用が制限されるため、登録をご遠慮いただく場合があります。

●面積が500㎡以上の農地は、農地から宅地への転用が認められない場合があります。そのため、登録をご遠慮いただく場合があります。

田村市 空き家・空き地 検索

◆空き家・空き地情報バンクホームページアドレス
<http://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/4/akiyaakichi.html>
 ※様式はホームページからダウンロードが可能です。

●申し込み先・問い合わせ
 総務部 協働まちづくり課 ☎ 81-2135